

岩手労働局第9次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、当該総合対策の重点事項並びに岩手労働局（以下「局」という。）及び各労働基準監督署（以下「署」という。）が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成30年度から平成34年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

岩手労働局においては、東日本大震災の復旧・復興に伴うずい道等建設工事が多数施工されていること、鉱物等の掘削作業、金属等の研ま作業、鋳物業等の鋳込み作業及び石綿作業等において依然としてじん肺新規有所見労働者が発生していること、平成26年7月31日から「屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」、平成27年10月1日から「鋳物を製造する工程における砂型を造型する作業」、平成29年6月1日から「屋外において手持式動力工具を用いて鉱物等を破碎または粉碎する作業」等がそれぞれ呼吸用保護具の使用対象になったこと、粉じん作業従事者数が大幅に増加しており、じん肺健康診断の着実な実施が求められること、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の7項目を重点事項

とする。

屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

鋳物業に係る粉じん障害防止対策

呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

じん肺健康診断の着実な実施

離職後の健康管理の推進

第4 局及び署の実施事項

1 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項の周知徹底を図る。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して、当該手帳交付時に健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においてもその活用が望ましいことに鑑み、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

4 関係団体等に対する指導等の実施

(1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

建設業労働災害防止協会岩手県支部をはじめとする労働災害防止団体の各支部、岩手労働基準協会などの関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発の場を活用して粉じん対策の説明を行う等の連携を図る。

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し当該月間中における各種対策の実施等を要請する。

イ 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

5 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。

このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）について、引き続き周知する。

6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、岩手産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業または地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならないが、この「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない粉じん障害防止措置のうち、今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置を取りまとめたものである。

なお、岩手労働局においては、東日本大震災の復旧・復興に伴うずい道等建設工事が多数施工されていること、鉱物等の掘削作業、金属等の研磨作業、鋳物業等の鋳込み作業及び石綿作業等において依然としてじん肺新規有所見労働者が発生していること、平成26年7月31日から「屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」、平成27年10月1日から「鋳物を製造する工程における砂型を成型する作業」、平成29年6月1日から「屋外において手持式動力工具を用いて鉱物等を破砕または粉砕する作業」等がそれぞれ呼吸用保護具の使用対象になったこと、近年、建設業や製造業を中心に粉じん作業従事者数が大幅に増加しており、じん肺健康診断の着実な実施が求められること、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、当局の第9次粉じん障害防止総合対策においては、

屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

鋳物業に係る粉じん障害防止対策

呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

じん肺健康診断の着実な実施

離職後の健康管理の推進

の7項目を重点事項とする。

第2 具体的実施事項

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 改正粉じん則等の内容に基づく措置の徹底について

ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 70 号、平成 26 年 7 月 31 日施行）により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

イ 屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 58 号、平成 29 年 6 月 1 日施行）により、屋外における鉱物等の破砕作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における鉱物等の破砕作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における鉱物等の破砕作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

ウ 屋外におけるアーク溶接作業について

じん肺法施行規則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり、屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第 37 条に定める健康管理実施状況報告を提

出する必要があるので、これら措置を確実に講じること。

エ 掲示等の実施

事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所へ掲示し、粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月)及び粉じん対策の日(毎月特定の日を設定)を活用した普及啓発等を実施すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内アーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙を働きかけること。

(4) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基

づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

ア 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

イ 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

ウ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 粉じん発生源に対する措置の徹底等

ア 事業者は、特定粉じん発生源（粉じん則別表第 2 に掲げる箇所をいう。以下同じ。）における粉じん発散を防止するため、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第 10 条に基づく除じん装置を設置すること。

イ 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施の措置を徹底すること。

（２）局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

なお、当該検査にあつては、平成 20 年 3 月に改正された「局所排気装置の定期自主検査指針」等（平成 20 年自主検査指針公示第 1 号、第 2 号、第 3 号）に基づき実施されるよう指導すること。

（３）作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に基づき評価し、第 3 管理区分又は第 2 管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

（４）特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第 22 条に基づく特別教育を実施すること。

（５）たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び 1 月に 1 回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(6) 健康管理対策の推進

事業者は、第 2 の 1 の (3) と同様の措置を講じること。

4 鋳物業等に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

ア 事業者は、砂型解体等の作業に係る特定粉じん発生源については、第 2 の 3 の (1) アと同様の措置を講ずること。

イ 事業者は鋳込み等作業にかかる粉じん発生源については、全体換気装置による換気の実施の措置を徹底すること。

なお、粉じん則第 5 条の適用に関して、全体換気措置と同等以上の措置として「屋内作業場の構造を溶解炉、焼成炉等の高温の炉からの上昇気流を利用して直接粉じんを外部に排出するようなもの（昭和 57 年 7 月 26 日付け基発第 382 号）」も含まれるとされているところであるが、新規有所見者発生数、作業環境測定結果、職場巡視の結果等によっては、全体換気装置の設置を積極的に検討すること。

(2) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

第 2 の 3 の (2) アと同様の措置を講ずること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

第 2 の 3 の (2) イと同様の措置を講ずること。

(3) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

第 2 の 3 の (3) と同様の措置を講ずること。

(4) 特別教育の徹底

第 2 の 3 の (4) と同様の措置を講ずること。

(5) たい積粉じん対策の推進

事業者は、第 2 の 3 の (6) と同様の措置を講じること。

(6) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

5 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であることから、じん肺法20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。

6 じん肺健康診断の着実な実施について

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年12月末日現在の粉じん作業従事労働者数、じん肺健康診断の実施者数及びじん肺管理区分の状況について、様式第8号「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長を經由して所轄都道府県労働局長へ報告すること。（じん肺法第44条、じん肺法施行規則第37条）

また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の憎悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

7 離職後の健康管理

事業者は、ずい道等建設工事、金属等の研磨作業又はアーク溶接作業、鋳物業等の鋳込み等作業をはじめ、粉じん作業に従事していた、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（又はその写し）を配布するとともに、当該ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、原発性肺がん等じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の

管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類を取りまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

8 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定結果、新規有所見者発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、前記第2の1～7の措置に準じた粉じん障害防止対策を推進すること。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならないが、この「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない粉じん障害防止措置のうち、今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置を取りまとめたものである。

なお、岩手労働局においては、東日本大震災の復旧・復興に伴うずい道等建設工事が多数施工されていること、鉱物等の掘削作業、金属等の研磨作業、鋳物業等の鋳込み作業及び石綿作業等において依然としてじん肺新規有所見労働者が発生していること、平成26年7月31日から「屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」、平成27年10月1日から「鋳物を製造する工程における砂型を成型する作業」、平成29年6月1日から「屋外において手持式動力工具を用いて鉱物等を破砕または粉砕する作業」等がそれぞれ呼吸用保護具の使用対象になったこと、近年、建設業や製造業を中心に粉じん作業従事者数が大幅に増加しており、じん肺健康診断の着実な実施が求められること、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、当局の第9次粉じん障害防止総合対策においては、

屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

鋳物業に係る粉じん障害防止対策

呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

じん肺健康診断の着実な実施

離職後の健康管理の推進

の7項目を重点事項とする。

第2 具体的実施事項

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 改正粉じん則等の内容に基づく措置の徹底について

ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 70 号、平成 26 年 7 月 31 日施行）により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

イ 屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 58 号、平成 29 年 6 月 1 日施行）により、屋外における鉱物等の破砕作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における鉱物等の破砕作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における鉱物等の破砕作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

ウ 屋外におけるアーク溶接作業について

じん肺法施行規則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり、屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第 37 条に定める健康管理実施状況報告を提

出する必要があるので、これら措置を確実に講じること。

エ 掲示等の実施

事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所へ掲示し、粉じん障害防止総合対策推進強化月間(9月)及び粉じん対策の日(毎月特定の日を設定)を活用した普及啓発等を実施すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内アーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙を働きかけること。

(4) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基

づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

ア 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

イ 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

ウ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 粉じん発生源に対する措置の徹底等

ア 事業者は、特定粉じん発生源（粉じん則別表第 2 に掲げる箇所をいう。以下同じ。）における粉じん発散を防止するため、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第 10 条に基づく除じん装置を設置すること。

イ 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施の措置を徹底すること。

（２）局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

なお、当該検査にあつては、平成 20 年 3 月に改正された「局所排気装置の定期自主検査指針」等（平成 20 年自主検査指針公示第 1 号、第 2 号、第 3 号）に基づき実施されるよう指導すること。

（３）作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に基づき評価し、第 3 管理区分又は第 2 管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

（４）特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第 22 条に基づく特別教育を実施すること。

（５）たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び 1 月に 1 回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(6) 健康管理対策の推進

事業者は、第 2 の 1 の (3) と同様の措置を講じること。

4 鋳物業等に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

ア 事業者は、砂型解体等の作業に係る特定粉じん発生源については、第 2 の 3 の (1) アと同様の措置を講ずること。

イ 事業者は鋳込み等作業にかかる粉じん発生源については、全体換気装置による換気の実施の措置を徹底すること。

なお、粉じん則第 5 条の適用に関して、全体換気措置と同等以上の措置として「屋内作業場の構造を溶解炉、焼成炉等の高温の炉からの上昇気流を利用して直接粉じんを外部に排出するようなもの（昭和 57 年 7 月 26 日付け基発第 382 号）」も含まれるとされているところであるが、新規有所見者発生数、作業環境測定結果、職場巡視の結果等によっては、全体換気装置の設置を積極的に検討すること。

(2) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

第 2 の 3 の (2) アと同様の措置を講ずること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

第 2 の 3 の (2) イと同様の措置を講ずること。

(3) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

第 2 の 3 の (3) と同様の措置を講ずること。

(4) 特別教育の徹底

第 2 の 3 の (4) と同様の措置を講ずること。

(5) たい積粉じん対策の推進

事業者は、第 2 の 3 の (6) と同様の措置を講じること。

(6) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

5 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であることから、じん肺法20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。

6 じん肺健康診断の着実な実施について

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年12月末日現在の粉じん作業従事労働者数、じん肺健康診断の実施者数及びじん肺管理区分の状況について、様式第8号「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末日までに所轄労働基準監督署長を經由して所轄都道府県労働局長へ報告すること。（じん肺法第44条、じん肺法施行規則第37条）

また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の憎悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

7 離職後の健康管理

事業者は、ずい道等建設工事、金属等の研磨作業又はアーク溶接作業、鋳物業等の鋳込み等作業をはじめ、粉じん作業に従事していた、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（又はその写し）を配布するとともに、当該ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、原発性肺がん等じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の

管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類を取りまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

8 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定結果、新規有所見者発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、前記第2の1～7の措置に準じた粉じん障害防止対策を推進すること。